第４章

災害復旧復興計画

第１節　災害復旧事業計画　（各部）

第１項　施設災害復旧事業計画

１　方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策を必要とするが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用等を考慮しつつ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込む。

また本市の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯等の要素と、被害の原因を検討し、綿密周到な計画を行う。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

２　事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度、検討作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　① 河川公共土木施設復旧事業計画
　② 砂防設備復旧事業計画
　③ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
　④ 地すべり防止施設復旧事業計画
　⑤ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
　⑥ 道路公共土木施設復旧事業計画
　⑦ 下水道施設復旧事業計画
　⑧ 公園施設復旧事業計画
(2) 農林業施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 水道施設災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画
(9) 公立社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 文化財災害復旧事業計画
(11) その他の災害復旧事業計画

第２項　災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は、次のとおりである。

災害復旧事業費の決定については、市長の報告、資料及び実施調査の結果などに基づいて、主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年９月６日法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

(1) 財政的措置

①　国庫補助及び国の財政措置

ア　公共土木施設災害復旧　―　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による。

イ　農林業施設災害復旧　―　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による。

ウ　公立学校施設災害復旧　―　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法による。

エ　公営住宅の建設　―　公営住宅法による。

②　地方債に基づく措置によるもの

③　地方交付税に基づく措置によるもの

④　激甚災害時の特別財政措置によるもの

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚法の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の２つがあり、この基準により指定を受ける。

(2) 人的支援

市は、円滑に復旧対策を実施できるよう、必要に応じ、人的支援を行うための技術者の派遣を県に求めるものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第２節　災害復旧資金計画　（各部）

１　方針

市は県及び関係機関と連携し、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資を推進する。

２　資金の種類

(1) 農林業関係の資金融通

① 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

ア　農林業者経営資金

イ　農林業組合事業資金

② 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

ア　農業基盤整備資金

イ　林業基盤整備資金

ウ　林業経営維持資金

エ　農林業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

オ　農林漁業セーフティネット資金

③ 生活営農資金

④ 被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

① 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

② 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

① 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

ア　総合支援資金

イ　福祉資金

ウ　教育支援資金

エ　不動産担保型生活資金

② 母子・寡婦福祉資金

ア　事業継続資金

イ　住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

① 災害復旧住宅資金

② 災害特別貸付

第３節　罹災証明発行計画　（総務部）

１　罹災証明書

罹災証明書は、被災者に対し災害救助法による各種施策、市税の減免等を実施するために必要であり、地方自治法第２条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の応急的、一般的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

２　罹災証明の対象

罹災証明書の証明範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目において証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、必要のあるときには、これに準ずることとする。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部半壊）、流出、床上浸水、床下浸水

３　罹災証明書発行システム

罹災証明書の発行システムは、次のとおりとする。

災害発生 → 家屋の被災調査の実施 → 罹災台帳の作成 → 罹災証明書等の発行

■資料編

２－５－１　罹災証明等交付申請書

２－５－２　罹災証明書

２－５－３　罹災届出証明書

第４節　災害復興計画　（各部）

災害からの復興は、被害者の生活再建を支援し、災害の再発防止を配慮しながら施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第１項　災害復興方針及び計画の策定

１　復興計画の策定

大規模な被害が発生した場合の災害復興は、複雑かつ高度な大規模事業となる。そのため市は集落・産業・生活復興等に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する事項について計画を策定する。

２　復興計画策定委員会

復興に関する基本方針などを検討・推進するため、必要に応じ市関係課・室の職員、防災関係機関及び学識経験者等から構成する復興計画策定委員会を設置する。

第２項　災害復興事業の実施

県及び関係機関・団体並びに市民・事業所等と協力し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。